

Weekly Report

第477日号

平成30年10月22日

鈴木恒夫税理士事務所

株式会社鈴木経営センター

TEL 029-275-4333

FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp

<http://www.szk-accounting.jp/>

「配偶者控除等申告書」に関するQ&A

配偶者控除又は配偶者特別控除の見直しにより、今年から給与所得者が年末調整において配偶者控除等を適用する場合は「給与所得者の配偶者控除等申告書」を提出する必要があります。

◆Q&A

Q. 配偶者控除等申告書の提出が必要となるのは？

A. 給与所得者本人の合計所得金額が1千万円以下（給与所得のみの場合は年収1220万円以下）であり、生計を一にする配偶者の合計所得金額が123万円以下（同201万6千円未満）の場合に、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用対象となりますので、該当する方が年末調整において配偶者控除等の適用を受けるためには、配偶者控除等申告書の提出が必要となります。

Q. 配偶者控除等申告書は、いつ提出する？

A. その年の最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、提出します。

Q. 年末調整後、申告書に記載した配偶者の合計所得金額の見積額と確定額に差が生じ、適用

を受ける控除額に変更がある場合は？

A. その年分の源泉徴収票を交付する時までに、見積額の異動に関する申出があった場合は、年末調整の再調整を行うことができます。

Q. 申告書にマイナンバーの記載は必要？

A. 原則、記載する必要がありますが、①従業員が申告書の余白に「給与支払者に提供済みのマイナンバーと相違ない」旨を記載した上で、給与支払者が確認した旨を表示している場合や、②記載すべきマイナンバー、その他の事項を記載した一定の帳簿を備え付けている場合には、記載を省略できます。

土地の境界となる「筆界」と「所有権界」

土地の境界には、筆界と所有権界があります。

筆界とは、法務局に登録されている土地の範囲を区画するものとして定められた境界のことで、土地の所有者同士の意思で勝手に変更することはできません。一方、所有権界とは、土地の所有権が及ぶ範囲を画する境界で、土地の所有者間で自由に変更することができます。

筆界と所有権界は通常、一致しますが、土地の一部を売買した際に分筆や合筆の登記手続きをしていない等で、一致しないことがあります。そのような土地は将来、相続が発生した場合などに境界をめぐる隣人とトラブルになる可能性がありますので、注意が必要です。

不動産使用料の支払調書が必要な場合

法人は個人に対して、その年中に支払った不動産の使用料（事務所の家賃等）が合計15万円を超える場合に、「不動産の使用料等の支払調書」を税務署に提出する必要があります。

法人に対して支払う家賃や賃借料については支払調書を提出する必要はありませんが、権利金や更新料等については提出が必要です。

なお、家賃等の支払先が不動産管理会社の場合でも、契約している貸主が個人であれば、支払調書の提出が必要となります。